

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 409

2021年 2 月 FEBRUARY



今月のお知らせ

来月のインフォメーションはお休みします

確定申告の日程 2/16(火)～3/15(月)

- ✎ 今年の確定申告は
- ✎ はしやすめ ・春一番
- ✎ 税務まめ辞典 ・消費税の総額表示が義務化



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

今年の確定申告は



いよいよ確定申告の時期となります。昨年はコロナに振りまわされ、多くの事業主の方が何らかの助成金や給付金を受け取った一年となりました。税制改正も重なり、例年より複雑な申告となりそうです。確定申告の結果を基に住民税・国民健康保険・公営住宅の家賃・保育料などが決まります。さらには県や市町村からの助成制度や公的負担などにも影響してきますので控除もれなどが無いよう適正な確定申告を心掛けましょう。

確定申告の日程等

| | 確定申告の日程 | 納付期限 | | 所得税延納の2回目納付期限 (2回に分割納付の場合) |
|--------------|--------------------------------|--------------------------|----------|-------------------------------|
| | | 原則 | 振替納税(引落) | |
| 所得税及び復興特別所得税 | 2/16(火)~3/15(月) 4/15(木)まで延長 | 3/15(月)まで 4/15(木)まで延長 | 5/31(月) | 2回目 5/31(月) 延納利子税(年利 1.0%) |
| 消費税 | 3/31(水)まで 4/15(木)まで延長 | 3/31(水)まで 4/15(木)まで延長 | 5/24(月) | 消費税及び地方消費税には延納制度はありません |
| 贈与税 | 2/1(月)~3/15(月) 4/15(木)まで延長 | 3/15(月)まで 4/15(木)まで延長 | なし | 例外的に延納が認められます |

※ 延納する税額が79万9千円以下の場合、1.0%の割合で計算される利子税は、基準額(1千円)未満となりかかりません。

※ 振替納税を利用されている場合、納付期限が延長されたことにより延納分も1回目と同じ5/31が引落日となるため、延納は選択しないことになります。

主な変更点

1. 給与所得控除額・基礎控除・ひとり親控除・寡婦(寡夫)控除・所得金額調整控除

既報(インフォメーション11月号【No.406】)のとおり大幅に改正・新設されています。詳しくはそちらをご覧ください。

2. 公的年金等控除の改正

【公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1000万円以下の場合】

| 公的年金等の収入金額 ① | 公的年金等控除額 | | | |
|------------------|--------------|-------|--------------|-------|
| | 改正前 | | 改正後 | |
| | 65歳未満 | 65歳以上 | 65歳未満 | 65歳以上 |
| 130万円以下 | 70万円 | 120万円 | 60万円 | 110万円 |
| 130万円超 330万円以下 | ①×25%+375千円 | | ①×25%+275千円 | |
| 330万円超 410万円以下 | ①×25%+375千円 | | ①×25%+275千円 | |
| 410万円超 770万円以下 | ①×15%+785千円 | | ①×15%+685千円 | |
| 770万円超 1,000万円以下 | ①×5%+1,555千円 | | ①×5%+1,455千円 | |
| 1,000万円超 | | | 1,955千円 | |

※合計所得金額1,000万円超2,000万円以下の場合、改正後の控除額からさらに10万円引き下げる

※合計所得金額2,000万円超の場合、改正後の控除額からさらに20万円引き下げる

3. 給与と年金がある場合の所得金額調整控除について

その年の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える場合、下記で計算した金額を給与所得から控除します。

{ 給与所得控除後の給与等の金額(10万円が上限) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円が上限) } - 10万円

4. 青色申告特別控除の要件が変わります

65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。

| 要件 | 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------------------------------|------|--------------------------------------------|
| ① 正規の簿記の原則に従い記帳 ② 申告書に貸借対照表と損益計算書を添付 ③ 期限内に申告 | 65万円 | 65万円 e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存 55万円(上記以外) |
| ① 簡易な方法で記帳 ② 損益計算書のみを添付 ③ 期限後申告 | 10万円 | 10万円 |

※当事務所では100%電子申告を行っておりますので関与先の皆様につきましては引き下げの影響はなく、同額の控除が適用されます。

5. 医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必須となりました

平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」を添付することで、領収書の提出が不要となっていますが、経過措置として領収書の添付等により申告することも可能でした。

令和2年分より「医療費控除の明細書」を添付しなければ医療費控除の適用を受けることができなくなりました。

コロナ関連の助成金等について

◎ 持続化給付金

持続化給付金は補助金と異なり用途の確認等を行いません。経費補填でないで、**決定通知が届いた日または入金があった日のいずれか早い日に収入計上**します。所得税の課税対象です。

◎ 雇用調整助成金

持続化給付金同様、所得税の課税対象です。

経費となる給与を補填する制度のため、**休業月の属する事業年度に収入計上**します。決算までに**決定通知が届いていない場合でも、見積もりによる未収計上**が必要です。

◎ 家賃支援給付金

雇用調整助成金と同じ考えで、給付金による補填を前提として所定の手続きを済ませている場合には、その**収入計上時期は、決定通知が来てなくても、その支出が発生した日の属する年分**となります。

原則として、補助金は決定前であれば収入計上は不要です。

これに対して**経費を補填する助成金や給付金は、経費発生月での収入計上**が原則です。収入計上時期には気を付けましょう。

なお、補助金・助成金とも消費税は課税されません。

確定申告が必要な方

- ✚ 給与等の収入金額が2,000万円を超える方
- ✚ 1ヶ所から給与等の支給を受けている場合で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ✚ 2ヶ所以上から給与等の支給を受けている場合で、年末調整をしていない給与等の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ✚ 公的年金等の収入が400万円を超える方(400万円以下は確定申告不要)
- ✚ 公的年金等に係る雑所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や店舗等の賃貸料の支払いを受けている場合は20万円以下でも確定申告をする必要があります。

はしやすめ

春一番



まだまだ寒い日が続きますが、立春が過ぎて暦の上では春となりました。最近、関東では観測史上最も早い「春一番」を観測したとニュースで伝えられていました。

「春一番」とは立春（2月4日頃）から春分の日（3月20日頃）までの間に日本海を進む低気圧に向かって、初めて南側の高気圧から10分間平均で風速8m以上の風が吹き、前日に比べて気温が上昇する現象のことです。

春一番の由来は、1859年に長崎県壱岐の漁師が出漁中、強風によって船が転覆し、53人の死者を出した事件をきっかけに、もともと漁師らがこの強い南風を「春一」「春一番」「カラシ花落とし」と呼んでいたものが広く知られるようになり、それから「春一番」と呼ぶようになったといわれています。

壱岐市の郷ノ浦港近くの元居公園内には「春一番の塔」が建てられており、塔のそばにある「春一番海難記」には当時の様子が記されています。

ところで、“〇〇日頃”と曖昧なのは、立春や春分の日は地球が太陽の周りを公転する周期で決まるからなのですが、公転周期は365日より約6時間長く、閏年を設けてもずれが解消できず日付が固定できないためです。

2月3日が節分でなくなるのは1984(昭和59)年2月4日以来37年ぶり、2月2日になったのは1897(明治30)年以来、124年ぶりです。節分が“3日”だったか“4日”だったかハッキリしなかったのは歳のせいではなかったのです！ちなみに次回の節分が2月2日になるのは2025年です。

春一番が吹くと季節外れの暖かさとなりますが、低気圧の通過後は西高東低の冬型の気圧配置となり、各地の気温もその時期らしい寒さに逆戻りします。俗にいう「寒の戻り」です。

これからは雪よりも雨が降るほうが多くなり、春の暖かさを感じる機会も増えてきます。そうなる心配なのが花粉です。春一番でコロナウイルスも花粉も吹き飛んでほしいと願うばかりです。

税務まめ辞典

消費税の総額表示が義務化

これまで消費税の引き上げに伴う事業者の値札の貼り替え等の負担を考慮し、令和3年3月31日までは税込価格の表示をしなくてもよい特例措置がありました。

4月1日からは「税込価格」の総額表示が義務付けられます。財務省によると「事業者が不特定多数の消費者にあらじめ販売する商品やサービスの価格を表示する場合」を対象としており、事業者間の取引については対象から除かれています。

例えば店頭における表示や、チラシ・新聞・テレビなどの広告は税込価格での表示となりますが、取引先等に対して交付する領収書や請求書については、「特定の者」に該当するため総額表示義務の対象にはなりません。

左記は総額表示に該当する例と、該当しない例です。

総額表示に「該当する」場合

- 10,780円 10,780円（税込）
- 10,780円（うち税980円）
- 10,780円（税抜価格9,800円）
- 10,780円（税抜価格9,800円、税980円）
- 9,800円（税込10,780円）

商品本体のパッケージに価格が印刷されていても、商品の陳列棚や店内のPOP等で税込価格を表示し、一目で分かるようになっていれば総額表示に該当します

総額表示に「該当しない」場合

- 9,800円（税抜） 9,800円（本体価格）
- 9,800円 + 税

「当店の価格は全て税抜」と一括して提示しても総額表示には該当しない

また、テイクアウトと店内飲食の両方が行われる場合の価格表示については消費税率が異なりますので、その両方を税込価格で表示する必要があります。（価格を統一しているケースもあります）